

第1回・第2回研究会で出された主な意見

○ 財務規定等の適用の意義、効果の整理

＜企業会計の適用の意義として挙げられた主な事項＞

- ・ 財務規定等の適用の目的は、根本的にはやめられない生活のための事業を守るということである。
- ・ 施設の維持更新計画、経営計画の策定のためにも適用の意義は大きい。
- ・ 適切な料金設定とそれを前提とする負担区分の明確化のため、財務適用が義務化されてしかるべきである。
- ・ コスト負担と受益の関係の明確化が最も重要である。
- ・ 経営状況を議員・住民等が知るためには、企業会計的な財務諸表を作成した上での説明は大切である。
- ・ 財務状況や経営状況が明らかになることを避けるために法適化に消極的な姿勢を示すことは、今日の財務情報開示の要求レベルに照らすと説得力を欠く。
- ・ 事務局が示した財務適用のメリットは現場には響きにくい。

○ 適用すべき事業の範囲

- ・ 原則全ての事業に適用すべきで、課題については支援策をもって対応すべきである。
- ・ 例外を作り始めるときりが無い。
- ・ 多様な事業展開を妨げないようにすることに留意すべきである。
- ・ 企業の特性に合わせて、適用方法を一律ではなく選択できるようにすべきである。

○ 小規模事業・団体の取扱い・配慮

＜小規模事業・団体の適用＞

- ・ 将来の更新投資に対するマネジメントのためには、原則として規模に関わらず資産台帳整備を行い、企業会計化することは大切である。
- ・ 料金収入のみで独立採算ができない場合も、法適化して、税金を投入すべき額を明確化すべきである。
- ・ 小規模団体が、公営企業を住民サービス全体のなかに位置付けている場合、企業会計を用いて適正料金を設定し料金収入のみで賄っていくのが難しい部分もあり、一律に法適化することについて疑義がある。
- ・ 財政的支援を行っても法適化できない団体は、各々の判断に任せるべきである。
- ・ 同種の公営企業であっても、地域により性質や格差は異なり、財源確保の方法にも差が出るのはいたし方ない。
- ・ 原則財務適用だが、企業性を発揮することが困難で規模が小さい場合などは、非適用とすることもあり得る。
- ・ 固定資産額や料金収入、企業債残高など事業の規模に合わせて、適用を一律ではなく選択制にすべきである。

- ・ 小規模事業の例外を設けることで、独立採算が困難、一般会計繰出金の確保、業務量増加とそれに伴う職員不足といった課題の解決を図ることは可能である。
- ・ 事業規模を営業収益で計る場合、政策的に料金水準を抑えているのか、事業規模が小さいのか慎重に判断すべきである。

<移行体制・移行財源等の支援>

(各種支援が必要との意見)

- ・ 人材育成やサポート体制、手厚い財政支援が必要である。
- ・ わかりやすいマニュアルや簡便な資産評価（資産情報の整備）についての配慮が必要である。

(団体・事業の規模に応じた支援が必要との意見)

- ・ 団体の規模・事業の規模に応じた段階的な支援と十分な移行期間が必要である（特に小規模町村について、移行に係る可能な範囲の手当・配慮が必要である）。
- ・ 法適の事業がない団体へは特に人的支援が必要。法適用企業の移行の経験を生かすべきである。
- ・ 都道府県単位で推進チームを設置、支援・情報共有を行うのが望ましい。

○ その他（「公営企業」の概念、繰出等について）

- ・ 起債できなければ事業が不可能となるため、地方財政法第5条の適債性の概念は広く定義する必要がある。料金による償還は原則ではあるが、償還財源の議論と適債性の議論は対応しない。
- ・ 一般会計と公営企業会計のどちらで事業を行うべきかや企業債における「企業性」の要件について整理が必要である。
- ・ 住民の理解が得られれば一般会計と公営企業会計のどちらで事業を行うかは問わない。
- ・ 過剰な繰出しが一般会計の他事業へ及ぼす影響に係る懸念がある。
- ・ 現行の繰出基準の問題点（事業によってその限定の仕方に濃淡がある）を見直し、負担区分全体を整理することが、損益情報の的確な把握につながる。